

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第13号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、二級建築士及び木造建築士に係る免許手数料及び試験手数料について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年3月1日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する等の条例（令和元年香川県条例第14号）

- 1 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正により、地方卸売市場に関し、知事の許可制に代えて認定制が設けられること等に伴い、地方卸売市場の認定の申請に係る手数料を定めるとともに、地方卸売市場の開設に係る手続等について必要な事項を定める条例を廃止する等、関係条例について所要の改正等を行うこととした。
- 2 令和2年6月21日から施行することとした。ただし、一部の規定は、規則で定める日から施行することとした。

◇香川県営住宅条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第15号）

- 1 民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い連帯保証人の極度額を定めるとともに、連帯保証人を確保することができない者についての連帯保証人の免除制度の導入、特定公共賃貸住宅としての一般県営住宅等の使用による入居率の低い県営住宅の有効活用その他県営住宅の管理の一層の適正化を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第16号）

- 1 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正により、同法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定めることとされた社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉住居施設の運営の基準を定めることとした。
- 2 令和2年4月1日から施行することとした。

◇ため池の保全に関する条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第17号）

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の施行に伴い、届出、行為の制限等に関する事項を法の規定に準じたものとする等、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和2年1月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第18号）

- 1 人事委員会の令和元年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえた給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は令和2年1月1日、一部の規定は同年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第19号）

- 1 人事委員会の令和元年10月9日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえた給料表の改定等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は令和2年1月1日、一部の規定は同年4月1日から施行することとした。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第20号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、知事等の受けける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（令和元年香川県条例第21号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、議会の議員の受けける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和2年4月1日から施行することとした。